

令和2年4月10日(金)、4月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。
午後2時30分より。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(6月分)について
議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和2年5月8日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 3番 白石和寿 4番 手嶋竜一
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 2番 長野信光

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 宮原 英壽

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方をお願いします。

事務局 野口 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名3番、4番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 ほかに1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法施行規則第48条第1項の規定により提出されたので別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法施行規則第10条第1項の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(6月分)について

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 野口 転用目的は集合住宅（4棟26戸）で建蔽率は27%になります。

事務局 宮原 申請地は、図示していますように半径概ね500m以内に教育施設や医療施設が2つ以上あり且、隣接道路に上下水道管又はガス管のうち2種類以上埋設されている区域内にあるため、第3種農地の判断となります。計画図はA棟、B棟がそれぞれ9戸、C棟が2戸、D棟が6戸の単身向けの建物となっています。また、雨水は南側の水路に流す計画となっています。法面はコンクリート張りにし、草刈の管理を行うということになっています。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

17番 今村委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号2番 農地法第5条2番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 転用目的は自己用住宅で建蔽率は40%となっています。

事務局 宮原 申請地は第一種住居地域の用途地区で第3種農地判断となります。また、申請地は分筆されていて西側との境界は安定勾配で土羽仕上げの計画となっています。北側は歩道に接しているため、車の乗り入れは東側となっています。資金計画、見積書も確認しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 230㎡全体で5,000円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

5番 黒岩委員 ありません。

議長 柳 この売買は、隣地の農地を耕作されている方に買っていただく内容です。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相

当となりました。

続きまして、議案第3号の令和2年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 中間管理機構を通して貸し借りする内容ですが、農地の所有者は不明です。ここにあげている貸手は相続人代表者を上げています。1筆は経営基盤強化促進法に基づく貸し借りです。隣接地の2筆は遊休農地であり、所有者が亡くなられて相続人もいないため農地法に基づく手続を行ってしまっていて現在、県が裁定しているところです。今回のように、所有者不明農地であっても借り手さえいれば農地の貸し借りが可能となります。そのような農地があれば、事務局に申出ていただきたいと思います。そして、少しでも遊休農地が解消すればいいなと思っています。

議長 柳 説明が終わりました。

皆さんから何かありませんか。

13番 平田委員 ここは、手付かずの農地であったと思いますが、何年間遊休農地でなければならぬとかあるのでしょうか。

事務局 野口 何年という規定はありません。今回の申請地は8月の遊休農地調査で3年程前からあがっていた農地ではあります。

16番 棚町委員 高樋に相続人が40名ほどいらっしゃる農地があるのですが、これを利用できますか。

事務局 野口 借り手がいらっしゃれば、事務局で農地の相続人を探索いたします。その後、貸すことに異議がないか通知いたします。何もなければ利用できることになると思います。

13番 平田委員 1万円は●●さんが貰われるのでしょうか。

事務局 野口 はい、そうです。

3番 白石委員 両筑の費用など法人が払うことになっているのでいいのですが、個人が払うとなると負担が大きくなると思います。

議長 柳 それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号あっせん申し出について説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

18番 河野委員 借り入れて、何を作られるのでしょうか。

事務局 宮原 野菜です。

議長 あっせん委員さんを決めたいと思います。菊地校区が希望とのことなのであっせん委員さんをどなたにお願いしましょうか。それでは、樋口委員と白石委員にお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。